

社会保険労務士 芦原百合子

# 社労士事務所 Ripples 便り

連絡先：〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

電話：0545-67-6112 FAX：0545-67-6113

e-mail：sazanami330@gmail.com

ホームページ：https://www.sr-ripples.com/

## 令和2年「高齢者の雇用状況」～厚生労働省調査より～

### ◆ほぼ100%の企業が「高齢者雇用確保措置」を講じる

厚生労働省は、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した「令和2年「高齢者の雇用状況」」（6月1日現在）を公表しました。

同調査は、従業員31人以上の企業164,033社の状況をまとめたもので、これによると「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）のある企業は164,033社、99.9%（前年同比0.1ポイント増）でした。

### ◆定年の引上げ、65歳定年企業が増加

「高齢者雇用確保措置」の実施の内訳は以下のとおりです。

- ・「定年制の廃止」……4,468社、2.7%（変動なし）

- ・「定年の引上げ」……34,213社、20.9%（同1.5ポイント増）

- ・「継続雇用制度の導入」……125,352社、76.4%（同1.5ポイント減）

定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度の導入によって雇用確保措置を講じている企業が多いのがわかります。また、65歳定年企業は30,250社、18.4%（同1.2ポイント増）となっており、大企業、中小企業ともに増加しています。

### ◆4月から70歳までの就業機会確保が努力義務に

同調査では、66歳以上働ける制度のある企業は、54,802社、33.4%（同2.6ポイント増）、また、70歳以上働ける制度のある企業も、51,633社、31.5%（同2.6ポイント増）となっています。

4月1日からは高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となります。また、2025年4月には、全企

業に65歳までの雇用確保が義務付けられます。今後は、66歳以上の従業員が安心して働くことができるよう社内制度を整備し、高齢者雇用にも取り組んでいくことが必要となるでしょう。

【厚生労働省「令和2年「高齢者の雇用状況」集計結果】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000715048.pdf>

## ～当事務所より一言～

コロナ禍で加速したことと言えば、テレワークやウェブミーティングではないでしょうか？研修会社勤務の友人は「提供側は手間が2倍になった」と嘆いていましたが、私含む受講側は交通費と時間の節約になり、また良質なセミナーを受講できる機会が増えました。この機会にZoomによる社員研修など取り入れてみてはいかがでしょうか？